

第 18 回町田市市民協働フエステイバル実施に関する協定書

町田市（以下「市」という。）と町田市市民協働フエステイバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第 18 回町田市市民協働フエステイバル（以下「フエステイバル」という。）を協働で実施するにあたり、次のとおり協定書を取り交わす。

1 本協定書は、フエステイバル実施に関する市及び実行委員会の役割について定めることを目的とする。

（フエステイバルの開催目的）

2 市が定めるフエステイバルの開催目的は、町田市内で活動する市民活動団体（NPO）、地域活動団体（町内会・自治会）などに活動発表の場を提供し、来場者やボランティアがそれらの団体について知る機会を設けること。また、実施までの過程を通じて、団体が他団体や行政と協働を始めるきっかけを創出することとする。

（市の役割）

3 市は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) フエステイバルの開催目的を定めること
- (2) 実行委員会と協働でフエステイバルの事業実施方針を定めること
- (3) 実行委員会に関する会則を定めること
- (4) 実行委員会に対して、負担金 750,000 円を支払うこと
- (5) フエステイバルの実施に関して、必要に応じて場所を提供すること

（実行委員会の役割）

4 実行委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 市と協働でフエステイバルの事業実施方針を定めること

(2) 市の関係機関等と協力し、フェスティバルの開催目的を達成するために必要な事業を行うこと

(3) 前号に規定する事業については、実行委員会組織後に事業計画書を、フェスティバル終了後に事業報告書を提出すること（総務部、経済部、市民生活部、環境部、保健福祉部、建設部、産業振興部、観光部、スポーツ部、国際交流部、情報文化推進部、市民生活部、環境部、保健福祉部、建設部、産業振興部、観光部、スポーツ部、国際交流部、情報文化推進部）

(5) 本協定書の定めにて疑義が生じたとき、また本協定書に定めのない事項については、その都度、市と実行委員会で協議して定めるものとする。
(有効期間)

6 本協定書の有効期間は、締結日から実行委員会が解散するまでとする。
(有効期間)

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を保有する。
2024年6月20日

町田市 市長 佐藤 浩一

町田市 町田市長 石 阪 丈

町田市市民協働フェスティバル実行委員会

委員長 広 田 悠 大



この協定書の締結は、町田市と町田市民協働フェスティバル実行委員会との間でなされたものである。